

先導的教育システム実証事業 評価委員会
議事運営規則

(協議会の運営)

第 1 条 先導的教育システム実証事業評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他委員会の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(委員長)

第 2 条 委員会に委員長を置き、会務を総理する。

2 委員長が委員会に出席できない場合は、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 3 条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開き、議決することはできない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、関係機関に対して必要な協力を求め、調査・検討に参加させることができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

(委員の欠席)

第 4 条 委員が委員会を欠席する場合は、代理人を委員会に出席させることができる。

(公開)

第 5 条 委員会は原則として公開する。ただし、特別な事情により委員長が会議を公開しないことが適当であると認めるときは、この限りでない。

(議事内容の公表)

第 6 条 委員長は、委員会における審議の内容等は、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、委員長が審議の内容等を公表しないことが適当であると認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。